



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成16年
2月20日
(金曜日)
第 12419号

佐賀県公報

平成16年2月20日(金曜日) 第12419号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

イ 名称 福田病院

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百十五番地一

サービスの種類 短期入所療養介護

八 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 福田貞義

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百二十九番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 通所リハビリげんき

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百二十九番地一

サービスの種類 通所リハビリテーション

九 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社エムエス

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百二十九番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 グループホーム私とゆかいな仲間

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百二十九番地一

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

●佐賀県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定

により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画を担当させる機関を次のことおり指定した。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十五年十二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社インターケア佐賀

所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一

三 事業所の名称及び所在地

名 称 インターケア佐賀居宅介護支援センター

所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一

●佐賀県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定

により、同法による介護扶助のための介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十五年十二月一日

名 称 医療法人うれしの

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百十五番地一

二 事業所の名称及び所在地

名 称 福田病院

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百十五番地一

●佐賀県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

旧 店	新 業 所	名 称	所 在 地	變 更 年 月 日
太陽セランド株式会社佐賀支 店	太陽セランド株式会社佐賀宮 業所	武雄市朝日町大字甘久三四七 四番地三		
		平成一五・一〇・二八		

●佐賀県告示第百一十五号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱
(昭和五十三年佐賀県告示第六百十号) の一部を次のように改正する。

別表の二の項中「年一・一%」を「年一・一五%」に、「年一・〇%」を「年一・九五%」に改める。

附
則

2 平成十六年一月二十六日以後に知事が利子補給することを適當と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金から適用する。

●佐賀県告示第二百二十六号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類 及び路線名	佐賀県知事 古川康		
	道 区	路 間	の 区
三養基郡上峰町大字坊所字三本谷一 三九四番二地先から 三養基郡上峰町大字坊所字三本谷一 三四二番一地先まで 三養基郡上峰町大字坊所字三本谷一 三四九番一地先から 三養基郡上峰町大字坊所字下津毛一 二番一地先まで	三 三 三 三 三 三 三 三	九 九 九 九 九 九 九 九	七 七 七 七 七 七 七 七
三九四番二地先から 三養基郡上峰町大字坊所字三本谷一 三四二番一地先まで 三養基郡上峰町大字坊所字三本谷一 三四九番一地先から 三養基郡上峰町大字坊所字下津毛一 二番一地先まで	一 一 一 一 一 一 一 一	九 九 九 九 九 九 九 九	七 七 七 七 七 七 七 七
前	後		
一 〇 · 四	一 九 · 〇	九 · 四	一 六 · 七
一 一 一 一 一 一 一 一	四 · 三	九 · 〇	七 六 · 五 · 四
一一三九 · 〇	二五〇 · 九	二五八 · 七	メートル 延長

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 坊所城島線	三養基郡上峰町大字坊所字三本谷二三九四番 二地先から 三養基郡上峰町大字坊所字三本谷二三四二番 一地先まで 三養基郡上峰町大字坊所字三本谷二三四九番 一地先から 三養基郡上峰町大字坊所字下津毛二二番一地 先まで	平成一六・二・一一〇
●佐賀県告示第百二十八号		
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次とおり変更する。		
その区域を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。		
平成十六年二月二十日	佐賀県知事 古川康	佐賀県知事 古川康
県道 筒井万賀里川線	東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂五二四番 一地先から 二八地先まで	平成一六・二・一一〇
●佐賀県告示第百三十号		
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次とおり変更する。		
その区域を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。		
平成十六年二月二十日	佐賀県知事 古川康	佐賀県知事 古川康
県道 筒井万賀里川線	東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂五四一番 平成一六・二・一一〇	平成一六・二・一一〇
●佐賀県告示第百二十九号		
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。		
その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。		
平成十六年二月二十日	佐賀県知事 古川康	佐賀県知事 古川康
県道 筒井万賀里川線	東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂五四一番 平成一六・二・一一〇	平成一六・二・一一〇
●佐賀県告示第百二十九号		
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。		
その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。		
平成十六年二月二十日	佐賀県知事 古川康	佐賀県知事 古川康
県道 筒井万賀里川線	東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂五四一番 平成一六・二・一一〇	平成一六・二・一一〇
●佐賀県告示第百二十九号		
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。		
その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。		
平成十六年二月二十日	佐賀県知事 古川康	佐賀県知事 古川康
県道 筒井万賀里川線	東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂五四一番 平成一六・二・一一〇	平成一六・二・一一〇

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	区 域	区 域	区 域	区 域
一般国道 二〇四号	伊万里市波多津町木場字清水二一六 八番地先から 伊万里市波多津町筒井字原田六四四 番四地先まで	伊万里市波多津町木場字清水二一六 伊万里市波多津町筒井字原田六四四 八番地先から 伊万里市波多津町木場字清水二一六 番四地先まで	後 三三・七 一一・〇 一、七三二・三	後 三三・七 一一・〇 一、七三二・三
一般国道 二〇四号	伊万里市波多津町筒井字原田六二九番四地先 から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九番四地先 まで	伊万里市波多津町筒井字原田六二九番四地先 から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九番四地先 まで	伊万里市波多津町筒井字原田六二九番四地先 から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九番四地先 まで	伊万里市波多津町筒井字原田六二九番四地先 から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九番四地先 まで
県道 筒井万賀里川 線	伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番四地先から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番四地先から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番九地先まで	伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番四地先から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番四地先から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番九地先まで	前 一一・六 九・三	後 五三・〇 一一・〇 一五五・〇 一三八・六
●佐賀県告示第百三十一号	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次の一 とおり道路の供用を開始する。	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次の一 とおり道路の供用を開始する。	●佐賀県告示第百三十二号	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二 条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び 第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、 及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用す る。
日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成十六年二月二十日	なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び唐津 市において縦覧に供する。	平成十六年二月二十日	佐賀県知事 古川 康	平成一六・二・二〇
佐賀県知事 古川 康	一 指定した区域 二 決定した数値	唐津都市計画区域のうち、唐津市内の用途地域の指定のない区域		平成一六・二・二〇

唐津市高島のうち高島漁港護岸と市道西原中原線起点との交点を起点とし、同市道を北東に進み市道高島四号線及び市道高島横断線との交点に至り、市道高島横断線を東に進み市道高島東原線との交点に至り、同市道を南に進み市道相賀九号線との交点に至り、同市道を東に進み市道相賀十号線との交点に至り、同市道を西に進み市道相賀海岸線との交点に至り、同市道を西に進み市道相賀三号線護岸との交点に至り、同国道二〇四号との交点を起点に至る線で囲まれた区域及び同市湊町のうち西郷川と国道二〇四号との交点を起点に至り、同市道を北西に進み神集島漁港護岸と市道神集島火葬場線との交点に至り、同市道を南に進み市道神集島二号線との交点を起点とし、同市道を北に進み市道神集島漁港護岸の海沿いとの直近の交点に至り、同市道を北西に進み神集島漁港護岸の海沿いとの直近の交点に至る。

法第五十二条第一項第二号に掲げる数値(容積率)	法第五十三条第一項第三号に掲げる数値(建ぺい率)	法第五十六条第一項第六号二に掲げる数値(道路斜線制限のこう配)	法第五十九条(に欄の五に掲げる数値(道路斜線制限のこう配))

り、同護岸の海沿いを北に進み起点に至る線で囲まれた区域同市相賀のうち国道二〇四号と市道相賀五号線との交点を起点とし、同市道を東に進み市道相賀四号線との交点に至り、同市道を南に進み市道相賀九号線との交点に至り、同市道を東に進み市道相賀十号線との交点に至り、同市道を東に進み市道相賀・東山支線との交点に至り、同市道を東に進み市道相賀海岸線との交点に至り、同市道を西に進み市道相賀一号線との交点に至り、同市道を西に進み市道相賀二号線との交点に至り、同護岸及び相賀漁港四号護岸の海沿いを南西に進み国道二〇四号との交点に至り、同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域及び同市湊町のうち西郷川と国道二〇四号との交点を起点に至り、同市道を北西に進み神集島漁港護岸の海沿いとの直近の交点に至る。

十分の二十一

十分の七

一・五

一・二五

に進み市道湊町方新 海線との交点に至り、 同市道を南に進み市 道湊新海線との交点 に至り、同市道を東
に進み市道湊中学校 線との交点に至り、 同市道を北に進み市 道湊塩田線との交点 に至り、同市道を東
に進み市道湊浜六号 線との交点に至り、 同市道を南東に進み 市道湊浜一号線との 交点に至り、同市道 を南に進み鰯場川と の交点に至り、鰯場 川を北西に進み市道 湊浜方線との交点に 至り、同市道を南に 進み市道湊岡一号線 との交点に至り、同 市道を西に進み市道 湊町方線との交点に 至り、同市道を北西 に進み市道湊岡線と の交点に至り、同市 道を西に進み市道湊 打上線との交点に至 り、同市道を西に進 み西郷川との交点に 至り、西郷川を北に 進み起点に至る線で 開まれた区域

●佐賀県告示第百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び浜玉町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域
唐津都市計画区域のうち、浜玉町内の用途地域の指定のない区域
二 決定した数値

法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (容積率)	法第五十三条 第一項第六号 に掲げる数値 (建ぺい率)	法別表第三(ニ)欄の 五の項に掲げる数 値(道路斜線制限 のこう配)	法第五十六条第一 項第二号ニに掲げ る数値(隣地斜線 制限のこう配)
十分の二十	十分の六	一・五	一・二五

●佐賀県告示第百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び呼子町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域
呼子都市計画区域

二 決定した数値

呼子町大字呼子字尾ノ上、字彦ノ上、字長沙子、字坊山、字高尾及び字野中並びに大字殿ノ浦字吹上、字マツバ、字ヲカ、字殿ノ浦及び字松尾田の区域 右に掲げる区域以外の区域	十分の二十	法第五十二 条第一項第六号に掲げる数値(容積率) 六号に掲げる数値(建築率) 六号に掲げる数値(建築率)
十分の六	十分の七	法第五十三 条第一項第六号に掲げる数値(容積率) 六号に掲げる数値(建築率) 六号に掲げる数値(建築率)
	一・五	法別表第三 条第一項第六号に掲げる数値(道路斜線制限のこう配) 二号ニに掲げる数値(隣地斜線制限のこう配)
	一・二五	法第五十六 条第一項第六号に掲げる数値(容積率) 二号ニに掲げる数値(建築率) 二号ニに掲げる数値(建築率)

●佐賀県告示第百三十五号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び相知町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域
相知都市計画区域

二 決定した数値

国道二〇三号と県道山崎・西相知停車場線との交点を起点として、同県道を南に進みJR唐津線との交点に至り、JR唐津線を東に進み国道二〇三号との交点に至り、同国道を西に進み起點に至る線で囲まれた区域 右に掲げる区域以外の区域	十分の二十	法第五十二 条第一項第六号に掲げる数値(容積率) 六号に掲げる数値(建築率) 六号に掲げる数値(建築率)
十分の六	十分の七	法第五十三 条第一項第六号に掲げる数値(容積率) 六号に掲げる数値(建築率) 六号に掲げる数値(建築率)
	一・五	法別表第三 条第一項第六号に掲げる数値(道路斜線制限のこう配) 二号ニに掲げる数値(隣地斜線制限のこう配)
	一・二五	法第五十六 条第一項第六号に掲げる数値(容積率) 二号ニに掲げる数値(建築率) 二号ニに掲げる数値(建築率)

●佐賀県告示第百三十六号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び伊万

里市において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

伊万里都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

		法第五十二 条第一項第六号に掲げる数値(容積率)	
伊万里市波多津町大字辻字五本松、字柳谷、字浜新田、字大園、字野林、字高尾及び字小湯ノ浦の区域 右に掲げる区域以外の区域		法第五十三 条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)	
十分の二十		法別表第三 条に欄の五の項目に掲げる数値(道路斜線制限のこう配)	
十分の六		法第五十六 条第一項第六号に掲げる数値(隣地斜線制限のこう配)	
十分の七		法第五十二 条第一項第六号に掲げる数値(容積率)	
一・五		法第五十三 条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)	
一・二五		法別表第三 条に欄の五の項目に掲げる数値(道路斜線制限のこう配)	

●佐賀県告示第百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二

条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、

及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び鹿島市において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

鹿島都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

		法第五十二 条第一項第六号に掲げる数値(容積率)	
鹿島市浜町字北舟津字町添、字番所、字松岡及び字町裏籠（用途地域指定区域を除く。）並びに古枝字堂園、字一本松及び字岩本の区域 右に掲げる区域以外の区域		法第五十三 条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)	
十分の二十		法別表第三 条に欄の五の項目に掲げる数値(道路斜線制限のこう配)	
十分の六		法第五十六 条第一項第六号に掲げる数値(隣地斜線制限のこう配)	
十分の七		法第五十二 条第一項第六号に掲げる数値(容積率)	
一・五		法第五十三 条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)	
一・二五		法別表第三 条に欄の五の項目に掲げる数値(道路斜線制限のこう配)	

●佐賀県告示第百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二

条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、

及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び嬉野町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域
嬉野都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

嬉野町大字吉田字皿 屋丁、字瓢箪丁、字 大黒丁、字羽口丁、 字上羽口丁及び字馬 場頭丁の区域 右に掲げる区域以外 の区域	十分の二十	法第五十二条 条第一項第六号に掲げる数値(容積率)
十分の六	十分の七	法第五十三条 条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)
一・五	一・二五	法別表第三 (に欄の五の 項目に掲げる 数値(道路 斜線制限の こう配))
		法第五十六条 条第一項第六号に掲げる数値(道路 斜線制限の こう配)

●佐賀県告示第百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び白石町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域
白石都市計画区域

二 決定した数値

法第五十二条 条第一項第六号に掲げる数値(容積率)	法第五十三条 条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)	法別表第三(に欄の 五の項目に掲げる 数値(道路 斜線制限の こう配))	法第五十六条 条第一項第六号に掲げる数値(道路 斜線制限の こう配)
十分の二十	十分の六	一・五	一・二五

●佐賀県告示第百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び白石町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域
白石都市計画区域

二 決定した数値

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び武雄市において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域
武雄都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

第一条第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

J.R長崎本線と県道 武雄・福富線との交 点を起点とし、同県 道を南東に進み町道 大戸第一号線との交 点に至り、同町道を 東へ進み国道二〇七 号との交点に至り、 同国道を南に進み町 道廿治・中廿治線と の交点に至り、同町 道を西に進み町道多 田廿治線との交点に 至り、同町道を西に 進みJ.R長崎本線と の交点に至り、J.R 長崎本線を北に進み 起点に至る線で囲ま れた区域 右に掲げる区域以 外の区域	十分の二十	法第五十二 条第一項第二 六号に掲げ る数値(容 積率)
十分の六	十分の七	法第五十三 条第一項第三 六号に掲げ る数値(建 ぺい率)
一・五	一・二五	法別表第三 に欄の五の 数値(道路 斜線制限の こう配)
		法第五十六 条第一項第六 二号二に掲 げる数値 (隣地斜線 制限のこう 配)

●佐賀県告示第百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用す

る。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び多久市において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川康

- 一 指定した区域
多久都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域
二 決定した数値

多久市と小城町との 境界と九州横断自動 車道との交点から、 同自動車道を西に進 み国道二〇三号東多久 バイパスとの交点に 至り、同国道を西に 進み嚴木多久有料 道路との交点に至り、 同有料道路を西に進 み市道山犬原・立山 線との交点に至り、 同市道を北に進み県 道岸川・筋原線との 交点に至り、同県道 を西に進み多久都市 計画区域と同区域外 との直近の境界と 右に掲げる区域以外 の区域	十分の十	法第五十二 条第一項第二 六号に掲げ る数値(容 積率)
十分の六	一分の五	法第五十三 条第一項第三 六号に掲げ る数値(建 ぺい率)
一・五	一・二五	法別表第三 に欄の五の 数値(道路 斜線制限の こう配)

右に掲げる区域以外の区域	交点までの線以北の区域
●佐賀県告示第一百四十二号	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指し及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日からする。
なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日からする。	平成十六年二月二十日
一 指定した区域 小城都市計画区域	佐賀県知事 古川 康
二 決定した数値	
九州横断自動車道以北の区域（小城町大字松尾字清水二二二字から二二八二番三までの区域にあつ）	法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）
	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）
	法別表第三(に)欄の五の項目に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）
	法第五十六条第一項第二号二に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川康

一 指定した区域

牛津都市計画区域

二 決定した数値

		法第五十二条第一項第六号に掲げる数値(容積率)	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)
牛津町大字牛津字牛津一及び字牛津二並びに大字柿樋瀬字江五角及び字江六角の区域	右に掲げる区域以外の区域	十分の二十	十分の七
		十分の六	一・五
		一・二五	

●佐賀県告示第百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条

第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び大和

町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川康

一 指定した区域
佐賀都市計画区域のうち、大和町内の用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

法第五十二条第一項第六号に掲げる数値(容積率)	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)	法別表第三(に欄の五の項に掲げる数値(道路斜線制限のこう配))	法第五十六条第一条第二号ニに掲げる数値(隣地斜線制限のこう配)
十分の十	十分の六	一・五	一・二五

●佐賀県告示第百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条

第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び諸富町において縦覧に供する。

佐賀県知事 古川康

一 指定した区域
佐賀都市計画区域のうち、諸富町内の用途地域の指定のない区域二 決定した数値
諸富町大字徳富字三

法第五十二条第一項第六号に掲げる数値(容積率)	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)	法別表第三(に欄の五の項に掲げる数値(道路斜線制限のこう配))	法第五十六条第一条第二号ニに掲げる数値(隣地斜線制限のこう配)

丁分の区域及び同町 大字山領のうち国道 二〇八号と町道役場 北に進み町道小杭北 部線との交点に至 り、同町道を西に進 み町道小杭・太田線 との交点に至り、同 町道を西に進み町道 小杭公園線との交点 に至り、同町道を西 に進み県道佐賀環状 自転車道との交点に 至り、同県道を南東 に進み国道二〇八号 との交点に至り、同 国道を南東に進み起 点に至る線で囲まれ た区域（用途地域指 定区域を除く。） 右に掲げる区域以外 の区域	十分の二十 十分の六 一・五 一・二五
--	------------------------------

●佐賀県告示第百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び川副

町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川康

一 指定した区域
川副都市計画区域
二 決定した数値

県道飯盛戸ヶ里港線 以南かつ早津江川以 西の区域	川副町大字早津江津 のうち町道保養院南 線と県道大詫間光法 停車場線との交点を 起点とし、同県道を 南に進み旧国道四四 号との交点に至 り、同国道を南に進 み町道加仁町村中支 線一号線との交点に 至り、同町道を東に 進み県道大詫間光法 停車場線との交点に 至り、同県道を北に 進み町道早津江一五 のヨ号線との交点に 至り、同町道を北に	十分の十 十分の六 （）	六号に掲げ る数値（容 積率）	条第一項第 二号に掲げ る数値（建 ぺい率）	法第五十二 条第一項第 二号に掲げ る数値（建 ぺい率）
		十分の十 十分の六 （）	六号に掲げ る数値（容 積率）	条第一項第 二号に掲げ る数値（建 ぺい率）	法第五十三 条第一項第 二号に掲げ る数値（建 ぺい率）
		（）	（）	（）	法別表第三 項に掲げる 数値（道路 斜線制限の こう配）

十分の二十

十分の七

一
五

一·一五

り、同町道を南に進み町道・南小路・南線との交点に至り、同町道を東に進み町道平北に進み国道四四四号との交点に至り、同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域並びに同町大字小々森のうち県道佐賀空港線と町道広江・小々森線との交点を起点とし、同町道を南に進み町道広江南線との交点に至り、同町道を西に進み町道佐賀空港線との交点に至り、同町道を北に進み南に進み県道佐賀空港線との交点に至り、同道を南に進み県道佐賀空港線と

<p>至る線で囲まれた区域及び町道八田江線との交点を起点とし、同町道を南に進み町道佐房東線との交点に至り、同町道を西に進み町道八田江線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>右に掲げる区域以外の区域</p>	
十分の六	

●佐賀県告示第百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び神埼町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川康

- 一 指定した区域
- 神埼都市計画区域
- 二 決定した数値

<p>J R長崎本線と馬場川との交点を起点とし、馬場川を南に進み国道三四号との交点に至り、同国道を南北に進み町道四丁目・千代田町堺線との交点に至り、同町道を南に進み町道四丁目小津ヶ里・本堀線との交点に至り、同町道を東に進み最東の町道栄町住宅線との交点に至り、同町道を北に進み町道四丁目・七日町線との交点に至り、同町道を東に進み町道四丁目・二丁目線との交点に至り、同町道を南東に進み馬場川との交点に至り、馬場川を南東に進み町道現堂橋・本堀線と国道三八五号との交点に至り、同国道</p>	<p>九州横断自動車道以北の区域</p>	<p>十分の十</p>	<p>法第五十二条第一項第六号に掲げる数値(容積率)</p>
	<p>十分の六</p>	<p>法第五十三条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)</p>	<p>法別表第三欄の五に掲げる数値(道路斜線制限のこう配)</p>
	<p></p>	<p></p>	<p>法第五十六条第一項第二号ニに掲げる数値(隣地斜線制限のこう配)</p>
	<p></p>	<p></p>	<p>法第五十九条第一項第一項に掲げる数値(道路斜線制限のこう配)</p>

右に掲げる区域以外の区域	<p>を北に進み県道肥前神埼停車場線との交点に至り、さらに同国道を東に進み三本松川との交点に至り、JR長崎本線との交点に至り、JR長崎本線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域、町道四丁目・七日町線（町道栄町住宅線との交点から町道四丁目・二丁目線との交点までの区間に限る。）の南側境界から南へ五十メートルの距離の区域並びに国道三八五号（三本松川との交点から県道肥前神埼停車場線との交点までの区間に限る。）の南側境界から南へ四十メートルの距離及び国道三八五号（県道肥前神埼停車場線との交点から町道権現堂橋・本堀線との交点までの区間に限る。）の東側境界から東へ四十メートルの距離の区域</p>	<p>本線を西に進み起點に至る線で囲まれた区域、町道四丁目・七日町線（町道栄町住宅線との交点から町道四丁目・二丁目線との交点までの区間に限る。）の南側境界から南へ五十メートルの距離の区域並びに国道三八五号（三本松川との交点から県道肥前神埼停車場線との交点までの区間に限る。）の南側境界から南へ四十メートルの距離及び国道三八五号（県道肥前神埼停車場線との交点から町道権現堂橋・本堀線との交点までの区間に限る。）の東側境界から東へ四十メートルの距離の区域</p>	<p>十 分 の 二 十 十 分 の 七 一 · 五 一 · 二 五</p>
--------------	---	---	--

●佐賀県告示第百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び東脊振村において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定した区域
佐賀東部都市計画区域のうち、東脊振村の区域
二 決定した数値

九州横断自動車道以北（東脊振村大字石動字二本松一八〇〇番一から一八〇〇番五まで、一八〇〇番八から一八〇〇番一まで、一八三〇番一から一八三〇番三まで、一八三〇番七、一八三〇番八、一八三〇番一〇、一	法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三〇欄の五の項目に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第二号ニに掲げる数値（隣地斜线制限のこう配）
---	-------------------------	--------------------------	--------------------------------	------------------------------

八三〇番一一、一八 番八九までを除く。)の区域	○番二七から一八三 番二五及び一八三 番二二まで、一八
○番二九まで並びに 大字三津字戦場一五	○番二九まで並びに 大字三津字戦場一五
一五番三、一五一五 番一八から一五一五 番二一まで、一五一	一五番三、一五一五 番一八から一五一五 番二一まで、一五一
五番二三から一五一 番二六まで、一五	五番二三から一五一 番二六まで、一五
一五番三〇、一五一 番三二、一五一五 番三三から一五一五 番四〇まで、一五一	一五番三〇、一五一 番三二、一五一五 番三三から一五一五 番四〇まで、一五一
六番三七、一五一六 番三八、一五一六番 四〇から一五一六番 四二まで、一五一六 番四七、一五三五番 五、一五三五番六、	六番三七、一五一六 番三八、一五一六番 四〇から一五一六番 四二まで、一五一六 番四七、一五三五番 五、一五三五番六、
一五三五番一〇、一 五三六番六九、一五 三六番七一、一五三 六番七三、一五四六 番八及び一五四六番 九並びに字浦田一五 五四番六、一六六二 番一〇、一六六二番 二一、一六六二番七 七から一六六二番八 二まで及び一六六二	一五三五番一〇、一 五三六番六九、一五 三六番七一、一五三 六番七三、一五四六 番八及び一五四六番 九並びに字浦田一五 五四番六、一六六二 番一〇、一六六二番 二一、一六六二番七 七から一六六二番八 二まで及び一六六二

十分の十

十分の六

一・五

一・二五

三田川町と神埼町との境界とJR長崎本線との交点を起点として、JR長崎本線を東に進み町道蓮津・	法第五十二 条第一項第六号に掲げる数値(容積率)
	法第五十三 条第一項第六号に掲げる数値(容積率)
	法第五十六 条第一項第六号に掲げる数値(斜線制限のこう配)

●佐賀県告示第百四十九号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び三田川町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域
佐賀東部都市計画区域のうち、三田川町の区域
二 決定した数値

右に掲げる区域以外の区域	十分の二十一
番八六から一六六二番八九までを除く。)の区域	

上ノ原線との交点に至り、同町道を南に進み町道田手村・目達原線との交点に至り、同町道を東に進み国道三四号との交点に至り、同国道を南西に進み町道田手村・目達原線との交点に至り、同国道を南西に進み国道三四号との交点に至り、同国道を西に進み三田川町と神埼町との境界との交点に至り、この交点沿いの田手川を北に進み国道三四号との交点に至り、同境界を北に進み起点に至る線で囲まれた区域、町道田手村・目達原線（町道苦野・前牟田線との交点から国道三八五号との交点までの区間に限る。）及び国道三八五号（町道田手村・目達原線との交点から三田川町と神埼町との境界との交点に至り、この交点沿いの田手川を北に進み国道三四号との交点に至り、同境界を北に進み起点に至る線で囲まれた区域、町道田手村・目達原線（町道苦野・前牟田線との交点から国道三八五号との交点までの区間に限る。）の南側又は東側境界か	十分の二十一	一・五	一・二五	●佐賀県告示第百五十号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第一号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。 なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び上峰町において縦覧に供する。	右に掲げる区域以外の区域 南側境界から南へ三メートルの距離の区域 （南又は東へ三十メートルの距離の区域（町道苦野・前牟田線以東を除く。）並びに国道三四号（田手川との交点から三田川町と神埼町との境界との交点までの区間に限る。）の南側境界から南へ三メートルの距離の区域）	十分の六
---	--------	-----	------	---	---	------

法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (容積率)	法第五十三条 第一項第六号 に掲げる数値 (建ぺん率)	法別表第二(二)欄の 五の項に掲げる数 値(道路斜線制 限の割合)	法第五十六条第一 項第一号に掲げ る数値(隣地斜線 制限の割合)
十分の二・一 十	十分の六	一・五	一・一・五

●佐賀県告示第四五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号。以下「法」）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第一号の規定に基いて、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び北茂安町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事

古川

康

一 指定した区域
北茂安都市計画区域

二 決定した数値

法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (容積率)	法第五十三条 第一項第六号 に掲げる数値 (建ぺん率)	法別表第二(二)欄の 五の項に掲げる数 値(道路斜線制 限の割合)	法第五十六条第一 項第一号に掲げ る数値(隣地斜線 制限の割合)
十分の二・一 十	十分の六	一・五	一・一・五

次のとおり公告する。
関係書類は、平成16年4月5日まで佐賀県庁「さが元気ひろば」において縦覧に供する。

平成16年2月20日

佐賀県知事 古川康

1 申請のあった年月日
平成16年2月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 エヌビーオー活動支援・未来

(2) 代表者の氏名 塚本大助

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県唐津市和多田海士町5番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福祉、環境をはじめとする様々な分野における特定非営利活動を行う団体や地域ボランティアに対して、その活動を支援育成し、団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行い、不特定かつ多数のものの、利益の推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第五条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、唐津市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年2月20日

佐賀県知事 古川康

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 法第8条第1項に基づく意見の概要
 ア 市町村名
 唐津市
 イ 法第4条「指針」に係る意見
 意見なし
 法第8条第2項に基づく意見の概要
 意見書の提出なし

縦覧場所
 佐賀県経済部商工課
 縦覧期間
 平成16年2月20日から
 平成16年3月19日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、大和町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。
 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年2月20日

佐賀県知事 古川康

ハロー尼寺店
 佐賀郡大和町大字市尼寺1477番地4
 届出の内容
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 法第8条第1項に基づく意見の概要
 ア 市町村名
 大和町
 イ 法第4条「指針」に係る意見
 意見なし
 法第8条第2項に基づく意見の概要
 意見書の提出なし

縦覧場所
 佐賀県経済部商工課
 縦覧期間
 平成16年2月20日から
 平成16年3月19日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、大和町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。
 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年2月20日

佐賀県知事 古川康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三養基西部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があつた。
 平成16年2月20日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

役職名	氏名	住 所	就 退 任 年 月 日	"	最 所 勝 美	"	北茂安町大字中津隈3856番地の3	"
理事	納富 倉男	三義基郡上峰町大字坊所2066番地	平成16年1月17日退任	"	都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公報します。			
"	古賀 善明	" " "	630番地の1	"				
"	岡 光廣	" " "	932番地の1	"				
"	江頭 正弘	" " "	大字江迎382番地1	"				
"	指山 和男	" " "	1600番地	"				
"	高島 幸雄	" " "	1849番地1	"				
"	大隈 保夫	" " "	1343番地	"				
"	坂井 幸雄	" " "	2157番地1	"				
"	原 良博	" " "	大字前牟田1010番地	"				
"	原 和男	" " "	正鋼 忠義	"				
"	大川 紀男	" " "	修身 修	"				
"	秋山 重雄	" " "	正鋼 重雄	"				
"	高島 茂己	" " "	富男 重雄	"				
"	原 紀男	" " "	北茂安町大字中津隈3944番地	"				
"	田中 敏春	" " "	上峰町大字坊所1981番地の1	"				
"	吉田 豊臣	" " "	大字前牟田2151番地の1	"				
"	八谷 博臣	" " "	北茂安町大字中津隈3960番地の1	"				
"	野副 正博	" " "	三義基郡上峰町大字坊所681番地	"				
"	鶴田 節男	" " "	1998番地の1	"				
"	藤戸 一美	" " "	202番地の2	"				
"	原 正孝	" " "	大字前牟田1702番地	"				
"	後藤 茂喬	" " "	596番地1	"				
"	江崎 吉富	" " "	4番地の2	"				
"	藤光 輝雄	" " "	大字江迎575番地口の2	"				
"	西原 真治	" " "	710番地1	"				
"	指山 和男	" " "	1292番地	"				
"	坂井 保夫	" " "	2163番地2	"				
"			北茂安町大字中津隈3919番地	"				
"			上峰町大字坊所716番地	"				
"			大字江迎1600番地	"				
"			大字前牟田1343番地	"				

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年2月20日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 品 (メートル)	延 長 (メートル)
23	神埼郡三田川町大字立野字立野1253番 2、1252番2、1252番3、1278番の一 部及び1300番の一部	平成16.2.9	6.25～6.35	49.90

指定図面は、佐賀県土木部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。